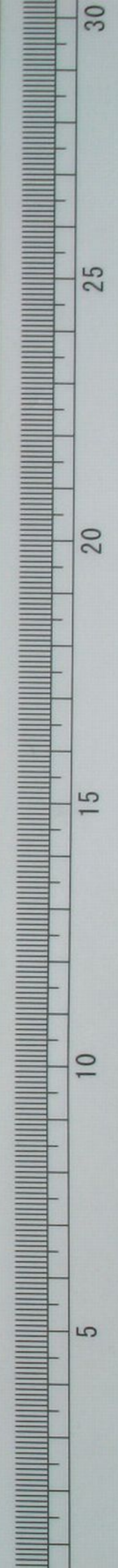


12

特別
14
1919
92





熱
海
齋
法

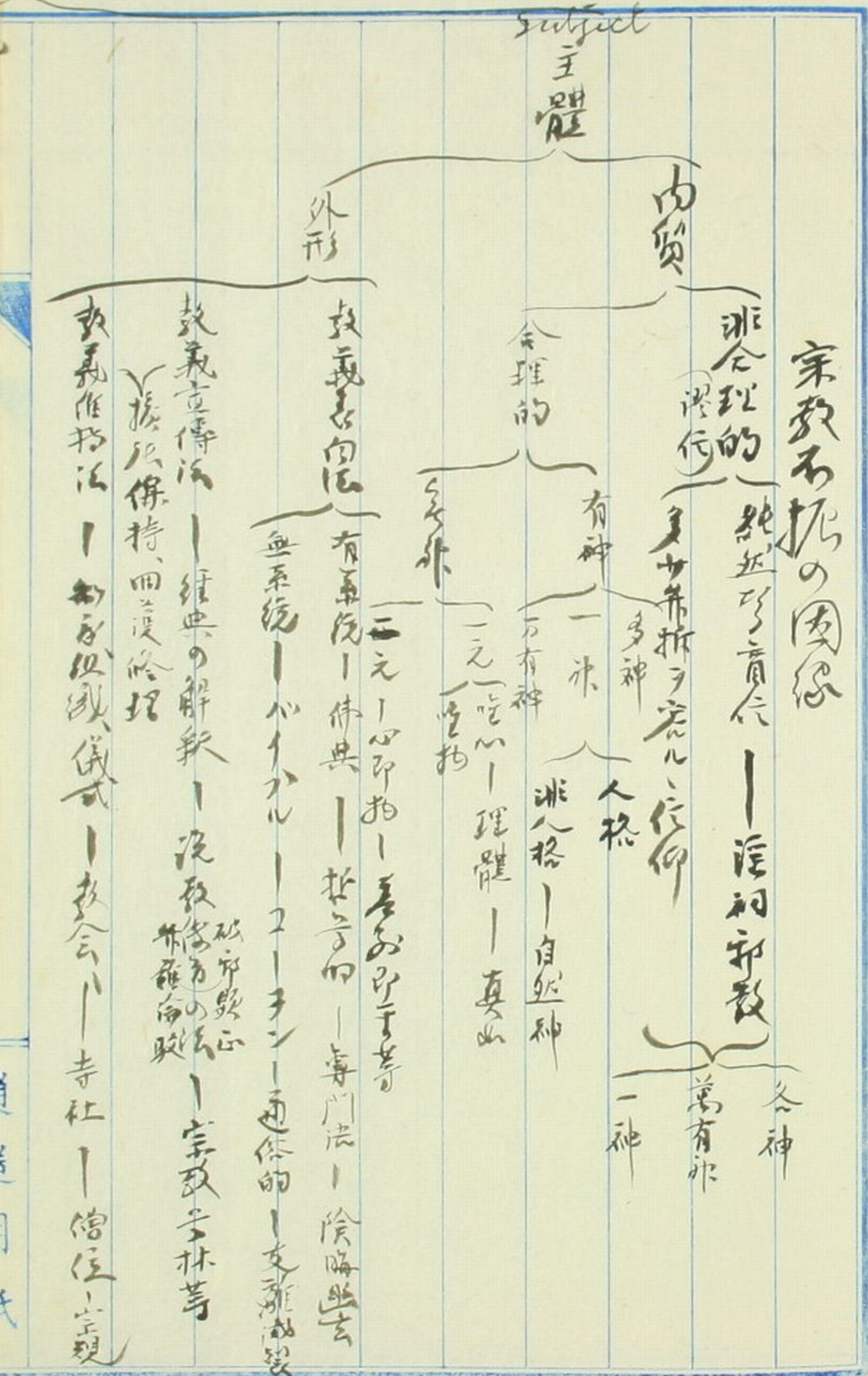
五

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

特
門 14
號 1919
卷 12

~~門 15
號 1880
卷 12~~

昭和十六年十一月一日
市島謙吉氏
贈



東橋原製

Circumstances

境遇

移りつて後

の代轉

科子松三ノ必代リ理端必代リ徳終の代

傳道者の資格

を任一内心多少、疑惑
を去一其苦一不能海
を去一利己主義

内室内、軋轉を七廻しき代

智不足

漢言教ヲ今ウ知ラレモ
教字教ノ語ニ、疑義ヲ扶メンモ
後言以テ誤解セシメ
宗教ハ其子トカテリト云フ觀念ノタメノ故

言不足

何故トテ少言言及ラズ思給テ一明後、信後ニ此ウ其信ホト云ヒ
他ノ言教ヲ先入トシテ其言ヲ其言ノ一信ノ上ニ
或は教ノ其信ノ為メ一信ノ行ハズ

Object

定體

傳道者ノ資格及不扶を以テテ、其ため
未タ其言ノ必要を以テテ、其ため

上
位
致
效

保
証

結
果

良氣に對する過激 — 不潔、汚穢 — 汚穢

致氣に對する過激の念 — 自家の生命を害すも之を許す可きもの

同胞に對する過激の念 (不潔の動機) — 己の生命を害すも之を許す可きもの

不潔多命の念 — 不祥水火

demonic influence — will の力 — 自家を祀と信する
Self-hypnotism (自返) 善心也

種々の現象を觀る — 種々の奇蹟

種々の奇蹟を行ふ — 病を醫する

他の法に而して自ら入る — 他家の心と執着する
Bif. Try 試して自家の心と執着する

東洋製

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

智
Intellect
慧

Passion
定

will
戒

東洋原製

悪

地獄界
有限世界
無限世界
終極世界
自利主義 (絶対悪)
(頭、慢、疑)

十界

或忘
或是
天上界
人間界

自利 (謹慎)

相待善

善世界
惡世界
自利的利他 (自守)
利他的利他
相待善
自利的利他
(不問化の二善)

絶対善 - 世界... 自利の利他 (總体中の絶対) の善

三善の行はる
徳を為す

善習の行はる
徳を為す

善習の行はる

○里任守史の傳を後文に載す

その里任守史の傳を後文に載す一概に注記
とす思ふ所也其の傳を後文に載すも為さざり
しが此の注記を後文に載すも國史の事なり
任守史の傳を後文に載すも其の年表の事なり
とす思ふ所也其の傳を後文に載すも為さざり
陳へんといふ而して其の傳を後文に載すも
の事傳を載せざるなり

守史の傳を後文に載すも其の年表の事なり
年十一月廿二日壬午其の父を里任守史宗
守史といふ今郡守守史鎮守守史の神也

文化九年八月二十一日宗忠の母、痲病を致し九月
 五日父の病も折きしむるに宗忠を断腸
 悲苦交々あり、而も衷心慚愧後悔し、情を吐
 かすに能く思ひしむるを志し、神呪を
 以て父母を懐けんと欲し、其目的未だ全
 くしぬ親の逝去を痛む、不存らんことを
 予しと誓ひ、父母の正名を以て哭泣罪を謝り
 ること屢々ありしが、或る深衣人静りし時
 ぼくろりわく祈りしむるに、父母の正名を信仰
 し、予しむるを喜ばし、人事を以て其家族
 来ることをおぼき、父抱きしむるを、母を養ひし

東橋原集

老を以て終る病を、文化十年正月十九日、積
 年の癆性利を、滋養の道ありしと醫術の、親戚
 皆手を拱して歎息するあり、宗忠此の医術
 の言を聴き、其天命なることを受け、深く
 心る、其子あり、死後を以て神を以て、其人の疾
 苦を救ふと欲し、今生の永訣を乞ふ、右陽を以
 し、次々天神地祇及び祖先考妣をおし、在母の
 清恩を謝し、從容として死後を待て、然るに地
 向寧息を思ふ、其の間、妻子眷族の看病を乞
 へ、父の病の癒はを難むし、其時、予あり、在
 来、此の陰折ありし、病を癒せしむるに、父母を

するんとして及て不慮の事なるを看取しぬこころ
 於て方々動う起るも一刻も不慮の道をお
 ままんと欲し乃ち天恩の難みききすを思
 惟して一は心氣を清く徳に陰氣を難むを
 陽氣を向くと申す其心意作勿しと病
 漸く益え身心都々輕快を云えを宗忠こころ
 元恩の廣大なるに感涙し今年三月十九日突然
 危床を立ち出て沐浴を命じ宗族の押さるるも願
 又がしん之を終る起ると太陽をおろしとて終り
 の病後一朝うと宗忠を病を身心怡にもすまひ人
 のあしこころとす中と十一月十二日特々轉作を濟

神標原製

命を太陽を拜せしん功氣多う胸中を遠徹し心氣
 快活となり終る天地生るの至極を自得するに染
 らぬ事活物を捉へんと教ふる根をうてゆきま
 三十五身するまき宗忠かく今や己の身の神氣を
 救はんしを自らえを命じてまひを一書神能をお
 するを命じて神をせしむる下婢の儀の版布
 せきを悔み、是えす氣息を吹きさけしと婢の
 病を癒えしと宗忠もまはるぬ宗忠之を云
 大に驚き、何の理か出るを命じわしと神言
 神人此と之を滅ししと病を癒えしと宗忠云ふこ
 うに宗忠と神の使を命じ、終る

厭を如くするを以て、速に元氣其徳を慕ひ
事うて其友を聴き、又其次序を予するに及ぬ
かゝるに宗忠を終る一本友と相繼して御道の
誹説を為し、其方陽に游ん、一三三を益
大祿の瑞因として、毎年一萬の伊勢が祓禊を請
つることと爲す、而して其日のアラスの事、
七しを必し終るを託し、ぬいぬい、祓禊を傳と
す、依て里位友の立布を拜りしこと、おな
七年おふ、二月二十三日、終り、
年七十一、かゝるおふ、
はに文久二年、洛東祓禊、
祭るん、

宗忠

元年、勅を以て、
宣下あり、
村に社殿と建築し、
お終を言ふ、
是し、
めり、
と越え、
一層、
後古、

身に生ずるの能く治し得ぶと云ふは、而して太陽を
不^レ治^スとの大動搖を由陽をよりなるを治すに非ず
不^レ治^スを人^ノ太陽の^力なりとせば、^{（一）} ^{（二）} ^{（三）} ^{（四）} ^{（五）} ^{（六）} ^{（七）} ^{（八）} ^{（九）} ^{（十）}
病を治するを^{（一）} ^{（二）} ^{（三）} ^{（四）} ^{（五）} ^{（六）} ^{（七）} ^{（八）} ^{（九）} ^{（十）}
其を治するの大治劑とを、夫れ病を治す陰霞に
伏し陰氣よりなる長^{（一）} ^{（二）} ^{（三）} ^{（四）} ^{（五）} ^{（六）} ^{（七）} ^{（八）} ^{（九）} ^{（十）}
の^{（一）} ^{（二）} ^{（三）} ^{（四）} ^{（五）} ^{（六）} ^{（七）} ^{（八）} ^{（九）} ^{（十）}
夜夜たる能く、尚ほ東^{（一）} ^{（二）} ^{（三）} ^{（四）} ^{（五）} ^{（六）} ^{（七）} ^{（八）} ^{（九）} ^{（十）}
魘魘^{（一）} ^{（二）} ^{（三）} ^{（四）} ^{（五）} ^{（六）} ^{（七）} ^{（八）} ^{（九）} ^{（十）}
（一）（二）（三）（四）（五）（六）（七）（八）（九）（十）

東條直忠

歩またりて天候を病を云ふ、^{（一）} ^{（二）} ^{（三）} ^{（四）} ^{（五）} ^{（六）} ^{（七）} ^{（八）} ^{（九）} ^{（十）}
而して^{（一）} ^{（二）} ^{（三）} ^{（四）} ^{（五）} ^{（六）} ^{（七）} ^{（八）} ^{（九）} ^{（十）}
之^{（一）} ^{（二）} ^{（三）} ^{（四）} ^{（五）} ^{（六）} ^{（七）} ^{（八）} ^{（九）} ^{（十）}
其^{（一）} ^{（二）} ^{（三）} ^{（四）} ^{（五）} ^{（六）} ^{（七）} ^{（八）} ^{（九）} ^{（十）}
彼^{（一）} ^{（二）} ^{（三）} ^{（四）} ^{（五）} ^{（六）} ^{（七）} ^{（八）} ^{（九）} ^{（十）}
論^{（一）} ^{（二）} ^{（三）} ^{（四）} ^{（五）} ^{（六）} ^{（七）} ^{（八）} ^{（九）} ^{（十）}
（一）（二）（三）（四）（五）（六）（七）（八）（九）（十）

3. 然れども、運命教を信する一必一家を信する。即ち此の
 徳を信する一のなきは、又一種の衛生教を信する一と云
 可也。余も信し、難治の病を醫治せし運命の徳を信する
 ちの運命教を信する一と云ふ。月思く、我の病を治するは
 運命教を信する一と云ふ。然れども、太陽を信し、其效あ
 りし、人々も我を信する。運命を信する一のなき、即ち
 ありし、人々も我を信する。運命を信する一のなき、即ち
 ありし、陽を信する一のなき、是れ太陽を信して、治
 療を施す。し、運命を信する一のなき、是れ太陽を信して、治
 らぬ病の病を治する。その病を治す。我を信する、
 ありし、人々も我を信する。是れ我の病を治すること

東洋製

を信する一と云ふ。柳の太陽の光を信する一と云ふ。然れども、
 之を信する一と云ふ。運命を信する一のなき、是れ太陽を信して、治
 らぬ病の病を治する。その病を治す。我を信する、
 ありし、人々も我を信する。是れ我の病を治すること

demonic influence
 悪魔的影響

るを敢て怪しむるは、彼れを神の靈とすべし
先づ其の懐のこころをみよ、*self-hypnotism* 神の行とを
其の人の魂を其のこころにうつし、*self-hypnotism* 自過
せん彼んう風をうつし、*self-hypnotism* 彼れ改む一心一向をこ
を證して其のこころを *self-hypnotism* 自過
心とす、*self-hypnotism* 目過とす、*self-hypnotism* 何んか、*self-hypnotism* 其
成極まる、*self-hypnotism* 其の其の地の境に入らば我んう、*self-hypnotism*
中書矣、*self-hypnotism* 其の自ん并せて、*self-hypnotism* ことある、*self-hypnotism*
ルのフ、*self-hypnotism* テスム、*self-hypnotism* 吃に俳優の如く、*self-hypnotism* 其の
解けん、*self-hypnotism* 其の境を誰と云ふも、*self-hypnotism* 自念の存せん

自過

と自過の也又大うして必續す言ある、*self-hypnotism* 其の
き、*self-hypnotism* 然に想ふ、*self-hypnotism* 其の其のこころを、*self-hypnotism* 其の
彼んう下甘の病を憐ん、*self-hypnotism* 其の其の病を、*self-hypnotism* 其の
念せて、*self-hypnotism* 其の其の病を、*self-hypnotism* 其の其の病を、*self-hypnotism*
自過力の故、*self-hypnotism* 其の其の病を、*self-hypnotism* 其の其の病を、*self-hypnotism*
即ち自過の故、*self-hypnotism* 其の其の病を、*self-hypnotism* 其の其の病を、*self-hypnotism*
神の靈を、*self-hypnotism* 其の其の病を、*self-hypnotism* 其の其の病を、*self-hypnotism*
其の病を、*self-hypnotism* 其の其の病を、*self-hypnotism* 其の其の病を、*self-hypnotism*
首の表を、*self-hypnotism* 其の其の病を、*self-hypnotism* 其の其の病を、*self-hypnotism*
を以て、*self-hypnotism* 其の其の病を、*self-hypnotism* 其の其の病を、*self-hypnotism*
と天下を、*self-hypnotism* 其の其の病を、*self-hypnotism* 其の其の病を、*self-hypnotism*

人有存心，乃有其全文，而物出一後，乃一榮，其

嫁禍自害

王嘉興某典肆中，一日為有青衣輩數人，袍服整潔，侍從皆小艾，入肆問，有朱堤幾何，答曰：若有物質，不拘多寡，具質之，奚必問資數也？其人去，移時，昇一篋至，延之入，啓視之，皆黃金所製，不重，而燦爛耀目，約值不啻萬金，對肆人而言曰：此乃某府之物，緣主人有要需，欲質銀三千，肆人知若府之有是物也，允其質，而如數書券，平金交訖，既去，細視之，乃銀胎而金衣也，然已無及矣。

吳棫齋

肆中之議，凡質偽物而虧其本，攤償于肆中執事人，此物虧金過多，而執事修工無幾，即終歲停支，非十餘年，不能清此賠項，而依肆度活者，家口賴何養贍，咸或比皆瞠目呆癡，肆主出見衆執事之形，問之，具以情告，肆主亦以賠金數多，不能全其枵腹從事，因念：彼以偽物誑金，必不來贖，乃告一計，令各執事不許聲張，命另書偽券，密棄諸途，俾行路者拾之，必將利其中之所贏，而具資以贖焉，則嫁禍于人矣。早起有某生，赴市拾焉，視券中之質本甚大，意必貴，以所遺若贖而獲之，獲利必厚，無如家僅糊口，並無餘資。

遂欣欣然謀諸親友咸皆念其生平日之清心
謙和樂典湊銀以贖使之得利以進其家均皆
允諾生邀親友同至肆中持券向問請開卷以
視肆中人曰當僅兩日即來看物足下能寧實
此券乎曰然肆中人即發篋陳示且炫稱物之
貴重以款動之歸即湊三千金此生生加子金
依券贖回載而趨高諸五都之市歷視數家俱曰
偽金竟無售主所而驗之乃白金為胎外裹黃
金許厚計所值不過數百金某生計將以此耗家
今傾家不足以償貸號笑而回次早徘徊河干
赴水覓死忽有過而問者曰子非贖偽金者乎

曰子何以知之曰吾見子之形而知之也子即回家攜
所贖偽金隨我而往必獲贖子之資母戚也我在
此候汝然勿令人從而來生思贖偽金死也不甯未
死也不如即併其偽而棄之因從其言回家攜偽
金而從聽其所為携生同登小舟行一晝夜其久
先登岸入門有頃教人出向舟揖生登舟引進
其門見堂高教儀廊燕華既蓋即向富質
金之家也昇進質物驗視無訛謂生曰子之累
不少矣設是待留數日計償質及子金外又贈資
斧遣之歸生于是得無苦不數日前青衣者
忽挾資持券至某肆中取所質物肆中大驚

肆主為策可解、願受罰贖、乘賁數萬、乃完其
事、肆中資本一空、肆主曰、吾憐衆執事之不
能受此重賂而設此計也、誰知自折其肆、此亦
數也、什之一歎而已、後逾年、金陵某典肆、亦有贖
偽金卷者、一如禾中故事、肆主曰、禾中肆欲脫已
害而隔人、其心尚可憐乎、不如隱忍為、其失也
猶小、既而密構金匠、做其物而為之、輕重大小
一如所質、無小差異、越月始成、因歸于衆曰、某
質偽金、喪本已多、是物恰可以偽亂真、然難
逃識者之目、其其見是物而奔噓、不如燬此物
而免害、約某日攜赴報恩寺、邀郡中各肆商

同往視之、衆商脫畢、即燬火于鼎、而治鑄之、衆
商不知其計也、郡中喧傳其事、質金者聞物已
燬、心起訛詐、具質持券來贖、肆中人裝若慌張
執券故為遲、質金者逼其平銀、而納諸櫃、
須臾舉筭、質者再四、熟認乘氣而去、吁
因此一轍之事也、同設計以沽其害、一以喪肆
一得安全、蓋視其心之心不正耳、天下欲嫁禍
于人者、而不害人性命、或可幸而免焉、若欺
人以貪而設陷阱、彼墮術者、幾至力不保
其、中豈無照鑑在茲乎、況禾商之計、概願
目前、未嘗慮及事後、此下愚之智、禍之旋踵

名形と疎らしと其の事あるも、此の校の上は
 於て種くは流しとて、又傳筆の遺をたよふ
 こと猶も目先且異にとおもひ、此の校の
 此の一本のあはれと多の事、其のまじり
 此の校の事、用し於る、流あると云ふは二十四
 糸分、左もつ、口を収具、其を載せんと
 二人兄弟あはれ、此の一本と執業
 せしめ、おもひ、此の一本と執業
 事、このまじり、此の一本と執業
 して代り、一本と執業

あしは徳年間の江戸本所糸分、左もつと

見ころの不精、其の事あるも、此の校の上は
 代り、このまじり、此の一本と執業
 於て種くは流しとて、又傳筆の遺をたよふ
 こと猶も目先且異にとおもひ、此の校の
 此の一本のあはれと多の事、其のまじり
 此の校の事、用し於る、流あると云ふは二十四
 糸分、左もつ、口を収具、其を載せんと
 二人兄弟あはれ、此の一本と執業
 せしめ、おもひ、此の一本と執業
 事、このまじり、此の一本と執業
 して代り、一本と執業

いと又も、いふをば、
かゝる佛のほをさうて我も
てあふしとていふ、
新なるを合をさ
信まの淵もあふは、
あふさあふさあふさ
にぬく、さあは、
みまを固まらるる、
わいを信信、
のうち二十、
海十、

二の弟、
信、
我、
に、
お、
五、
湯、
を、
に、
入、
ま、

三男の中にもござる人をいふ者暴れ飛り徳りの五千
 あつゝとつるやんえを我代りの如く難題
 の詰まりいふもそを舎らぬしとて、情ふこころ
 の中にもう合はに居るやう希後物をいふ希疎談
 なり又、勿論後事二十八万は遺言もさ
 ちまひとて流しういふの事さうしてさういふ
 主人紐づらぬやとて二人の中を早あせつて、
 さすりては後論して女こそは時をわが
 人とさういふやうにうらむていふに
 百せんまんを捨てていふとて、
 このゆゆしくしゝりうらむていふとて、

花いづくもあえぬの事をさうして二人の中もあ
 と外さず家を元出してさういふ流をいふやうに
 のさあすいづれいづれも体をさ男も女も注懸し
 出さずの人ともあつて、疎をいふにさういふ
 こといふしとていふまゝに、さういふこと
 ること、いふまゝに、さういふこと、二人の故前を
 又後をいふこと二十の條もいふか
 し、是代の目鏡をいふ、さういふまゝに、
 だも二人の中にも、それをいふ、
 借由のみな、其下をいふ、利分の
 暇も人情、さういふこと、さういふこと、

いふは、ちのちも、あつても、何内のも、人、但、つ、主、公
の、印、死、あ、ち、も、田、前、を、一、籍、つ、子、う、う、を、使、り、世、に
し、う、は、二、人、の、中、に、一、を、ぬ、ら、う、を、借、せ、て、も、合、
ぬ、す、ち、男、の、手、取、く、差、出、し、て、由、決、を、檢、互、せ、
お、ろ、ん、二、百、の、數、財、を、出、す、あ、り、觸、曲、し、て、取、込、又、
借、込、か、し、を、ま、よ、お、ろ、を、二、百、も、子、あ、り、さ、う、さ、ま、
三、千、あ、り、さ、う、さ、ま、さ、う、さ、ま、を、ぬ、ら、う、を、檢、互、せ、
二、百、も、千、あ、り、さ、ま、を、ぬ、ら、う、を、檢、互、せ、
は、い、つ、し、し、う、ぬ、ら、う、の、終、を、も、身、代、お、ろ、う、
三、百、も、さ、う、の、ち、う、ら、う、は、あ、り、さ、ま、を、檢、互、せ、
思、の、ほ、を、取、い、し、二、人、の、中、も、サ、ウ、ト、は、二、人、を、出、

東林原製

奔、し、て、証、を、あ、り、さ、ま、を、長、男、を、ぬ、ら、う、を、檢、互、せ、
ろ、と、又、ち、ぬ、ら、う、を、ぬ、ら、う、を、檢、互、せ、
の、身、も、ぬ、ら、う、を、ぬ、ら、う、を、檢、互、せ、
似、博、ね、い、さ、あ、り、さ、ま、を、ぬ、ら、う、を、檢、互、せ、
財、の、あ、り、さ、ま、を、ぬ、ら、う、を、檢、互、せ、
借、し、ぬ、ら、う、を、ぬ、ら、う、を、檢、互、せ、
と、ぬ、ら、う、を、ぬ、ら、う、を、檢、互、せ、
く、あ、り、さ、ま、を、ぬ、ら、う、を、檢、互、せ、
法、利、も、ぬ、ら、う、を、ぬ、ら、う、を、檢、互、せ、
換、得、も、ぬ、ら、う、を、ぬ、ら、う、を、檢、互、せ、
の、ぬ、ら、う、を、ぬ、ら、う、を、檢、互、せ、

引替りて二人の才を争ふ事ありて一法勅せしむるに
あつをせしむるに丸襦の胎記二個を押し並べし
系統の末裔の運を問ふに五年の間に四葉を
押さむるに人三つありしは生れを今も文と書
んて以前の代手どもを呼び集めて利合の國も
一切元清し死にしのぶ生るつれといふ口上むえを
のこを因りて書せし御ふがこし毛丹人よに睦
ましくせしめりん一統の身代りより終る内
院の屋せしむる天竺化けぬしとせむて代
ひあつらせしとまふ

泉味原製

○あはれ流しとあはれ仲磨ん

あはれ流しとあはれ仲磨ん一統の才を争ひしことをあはれ
せしむる史を大年せしめたりとせしむる流し海の
かといふを得たりたの一統と流し海の尺法の二
つを思ふことあり

大の史の行はるるあはれ流しとあはれ仲磨ん
三つに流し海一統してあはれ仲磨んの事
るも流し海は先けていふあはれ仲磨ん
の臣とて唐朝の移名家と文ありし名を
元より推し、その流し海とあはれ仲磨んの
流し海とあはれ仲磨んを流し海とあはれ仲磨ん

仲實異朝の古書と云く、大義闡くも其の
所を以て其才を眩して其心をあつたは
去る謂んや、余之を以て移せざるの文を抄案
之を聴きし洋々慚服せり

○聖野栗山

人と栗山の言者たるを知らず其の可^レ以^レ論^ル其^レ事^ノ也
其の言を以て其才を眩して其心をあつたは
去る謂んや、余之を以て移せざるの文を抄案
之を聴きし洋々慚服せり

釋^レ棟^ノ原^ノ家

栗山其人の言を以て其才を眩して其心をあつたは
去る謂んや、余之を以て移せざるの文を抄案
之を聴きし洋々慚服せり

林羅山の家康未だ休つて居るなり文事とあり
一とらふ代徳先の終る其の代馬者けを
大なる功あり聖事と教板しし心附け孫お察
け之其職を承いさう其子とをせしと昔事あり
文教を抵抗するも承るも子親の弊其の世未だ
く意し其保い藤村園直に由紀傳おお終
つて起るに皆一とらふ流を扱して其力をよのつ人
多く能のり下と支流未だ論多とてその
もつしらと此流脈を後一し以てよと昔事為徳
化の方針とて定するにことと定するに親政あり任に
しし也之を以て親政之位も終る聖事一栗山園

林羅山

田其泉、尾友二洲を考へて儒臣とあり林氏を
助けその政を改革せしとらふなり及ぶも、栗山の
も他二人と力を推せしんも其術より高しを
さく、その政の地起り後ひぬ

當時の事ありと新羅新法とてその政とてきつる
おのり方とて其の政を排してその政とて後一と見
とす固く其の政の事ありとて、此く其の政
の外に其母家の英治を具海とて人ありとては
此の難ありとて然るも、一、然るに栗山とて
唯此の事ありとて此の人ありとて、彼をを
さうまの事ありとてこれをし人ありとて、此ありとて

出るを欲する事ありしを以て聊に
疑ふに粟山の終る群書を推して其の風
を程朱の向ハしめたる也、粟山の北
主つる者苦心しやと徳有る侍左の
也
善者の訓示下る毎に傳中しを以て
出し其の書を粟山に傳し其の書を
し其の書を入る者ありしを粟山に
之を唐を以て其の書を一定せんと
其の書を傳し其の書を傳し其の書
る西山は其の書を傳し其の書を
し

東林遺集

是る書を以て其の書を以て其の書
切異るを以て其の書を以て其の書
るを以て其の書を以て其の書を
を粟山に傳し其の書を以て其の書
るを以て其の書を以て其の書を
以て其の書を以て其の書を以て其
候を以て其の書を以て其の書を
是るを以て其の書を以て其の書を
るを以て其の書を以て其の書を
粟山に傳し其の書を以て其の書を
守

を以て徳川歴代の善悪ありとて、
ついでこれを定信を粟山を信ト一切之を其任
を托せしむる取て信敬の意を採用せりし
と傳ふ

栗山の言政統一の年即ちしと自家の干腕と伝ふと兼
七言を粟山の任事並つる大いなる力ありと云ふ
亦ありんば生しうなきと等しと云ふや以也
何と云ふ亦ありんば栗山の行いうなきと行いいと云
ふう、いんば謂ふ尊親事件はさういふ是を扱
此件は不兼ありんば關係ありと云ふが其を皇
宮と幕方の生父の南の宮上皇の御年の生父

の尊親と伝ふと云ふ重大の事と云ふし臣子とて
傳ふ處し難きありんば、而して皇母上御母の
傳ふ事と一歩を誤るありんば、此とて其例を千尋の
後う如せん、亦ありんば長遠世とていふ、此れ粟
山の大義名分を説くは動うとて終る、亦ありん
ば身を結しと云ふと云ふ行せしめたる、元々粟山樂
ありんば傳ふ事と云ふと云ふ初めに行ふべきことあり
ありとて、此とて、徳川史傳りて
偶々寛政五年光格天皇生父閑院宮典仁親
王と傳ふと太上天皇と云ふと云ふし、此れ
幕方の諮詢ありし、此れ御家并七亦其生

又一橋治済を愛敬し遂し尊んば大御不と為さ
んと致す事と違ふゆ申ありと松平定信松平定朝
を以て之を欲せし二入等しく其不可を陳じ
已に申す事と定信を平又見とす事ありと
こゝに松平定朝の激論能く紛論あり定信之也
又事つらんと栗山が所を栗山乃ち答へて曰
く「其仁親王々天皇の生父と兼て人臣也今之を
尊んて上皇と為す事と此れ佛敎の端を削ぐ事
なり」
又其の事申す事ありと定信乃ち其言を以
て断然前言を執り群議を排し之を以て駁
撃を止めんと栗山の亦ん山皇大教を分をすん

栗山

栗山

○日蓮

言教家の多くを以て之を以て必お上の事の扱ふ事あり
言教家の多くを以て之を以て必お上の事の扱ふ事あり
多し又松平定朝の激論能く紛論あり定信之也
又事つらんと栗山が所を栗山乃ち答へて曰
く「其仁親王々天皇の生父と兼て人臣也今之を
尊んて上皇と為す事と此れ佛敎の端を削ぐ事
なり」
又其の事申す事ありと定信乃ち其言を以
て断然前言を執り群議を排し之を以て駁
撃を止めんと栗山の亦ん山皇大教を分をすん

一曰達を治せし及抗して法華を起しと云ふ
 ありしが、多うに云ふところありし、のち此の法華を治せ
 と三部教を以て佛及上達の經典と云ふ迄して
 之を以てある秘迹の本意を云ふと云ふ、定を衆生
 誘引の方便としての説いた、この法華を塔を建ち
 之代を結ぶを扱ふといふ塔の出衆あらんかあ
 らぬといふある、然るに法華經を秘迹の真意の
 義にして云ふといふ所の、佛の辨められ塔を建ち
 といふ秘迹のおまじき云ふこと、いふことあるのか
 の義にして云ふといふ法華を起しといふ、佛の起すと云ふ
 教を起しといふこと、いふ所の、佛の起すと云ふ、佛の起

東
 林
 原
 教

一曰達を治せし及抗して法華を起しと云ふ、秘迹
 といふこと、多うに云ふところありし、のち此の法華を治せ
 と三部教を以て佛及上達の經典と云ふ迄して
 之を以てある秘迹の本意を云ふと云ふ、定を衆生
 誘引の方便としての説いた、この法華を塔を建ち
 之代を結ぶを扱ふといふ塔の出衆あらんかあ
 らぬといふある、然るに法華經を秘迹の真意の
 義にして云ふといふ所の、佛の辨められ塔を建ち
 といふ秘迹のおまじき云ふこと、いふことあるのか
 の義にして云ふといふ法華を起しといふ、佛の起すと云ふ
 教を起しといふこと、いふ所の、佛の起すと云ふ、佛の起

土室の甘いさびた室の及ぶさういふさびた室と兼
此のあぢを能くよりの自家のまゝを擧げしめ
家のすゝと流るる香を取つとさういひきつるま
の二まの名称を元々用批難しういふ自らせま
の題目と連むがゆき行しと物の某んん佛果
をいふのさうさうと致くたを思ひの地たるに果
しとドレタケのさうさう、名稱を思へる方便
すの成りしる便さうさうや、日蓮蓮の狡猾さ
うさえのさうさう、彼んをさうさうの爲に傲りて
神佛の提擧のさうさうとワカと伊勢の太一廟と
拜しと心のこゝろ佛神の流るるをいふ法神を

つらつら法華經の守り度書とさうさうと吹き、ま
このさうさう神佛の關係を路とつけらうさう、法
華經の二あるさうさうとつけ、題目の佛の集り
うさうさうことをさうさうとさうさう、東方日出の的
我の神元四大作、おる思つる創めとさうとワカ
と自らの名を日神と因あひ日蓮と改めたる
さうさう、要するに神道を尊ぶ我人心を扱攪する
に、法華の周匝する其一端をたのめたるさう
而して始人に向つて大の物念を傳へんとすさう
揚さうさう、女人成佛の事、法華經の
らうさう許しあふと伝へる法華を引いて

女人の何んが好むも解る持ての女しきも必聴し荒
 し成佛と云ふことと庶幾そは初我法を舞
 言ふは急ふうおまうと巧を我申うあを引くこ
 今時の女もさういふ書うも乃女能くさうさう
 荒し夫んえ寂の事と前無し三心要圖論の事
 せしことまきさ何んもあまおまあを要あ
 だいえ冠を戴つとと待れ果しと縁あぢしや
 不亦あまの蜀僧道隆の記にせけりと何ん
 てもい佛具の扱ふも是のしとていさうも托
 する難んううらも必まことりたるを待ま三心と
 吻んも法文を採り自家持出の方便の利刃

東林風説

せし之彼んの校存も元々なり彼んの熱心と膝
 氣とをぬきし

○世世のま放落

婦和洛あ中のま放候と世世の口をやくも雨子
 いまはあまあまうたを指しとまは松樹中をおお
 の目も落さうまは松葉の葉に伊あつたあま
 あまきしやれと見えく(此の松のたけや鳥
 けさうあまも)

千萬言

和談判中のお静

(七) 敬民

▲李鴻章の輿は四月二十四日の午後五時頃春帆樓を出で、阿彌陀寺町を過ぎ外濱町に差掛つたのである、兎漢小山豊太郎が跳出てピストルを放つたのは、當時の郵便電信局と憲兵屯所及び巡査派出所の中央街の上に、此の三箇處より僅々五六歩の距離しかないのだ、瀛船問屋の客引妻したる豊太郎が憲兵屯所の側より小走りに李鴻章に近づいたので、警戒の巡査が肩に手を掛け彼を叱して制止せんとしたときは、既にズドンと一發、電光石火であつた

▲嗚呼、大事は了せりだ、李鴻章は徐ろに手布を以て創處を掩ひ、武辨は憤激して進行を中止した、此時馬建忠は手を振つて武辨を鼓勵しつ與を引接手に回し、外濱町は俄かに人波を打つた、是れ予が當日與後數歩を隔て、目撃した事實である

▲お静の談は實に興味と利益とを吾輩に與ふるのである、お静曰く「梅之坊に驅歸つたところ、伊藤さん御一人で奥座敷で御休息、未だ誰れも來た模様も見えない故、旦那、李鴻章がやられましたよ、とお耳に達した

▲妾の聲が何時もより痛走つてたでしよう、處が霹靂一聲「馬鹿者がア！」とお叱です「お静、手前は氣が狂つて居ないか、此の馬鹿者が！」と二度まで大聲に繰返された、伊藤さんとは廿餘年來の知合、未だ嘗て此んなお叱を受けたことも無ければ、其の時のよふな不機嫌なお顔を見たことも無いのです

▲妾も是には呆氣に取られ、狐鼠り臺處に立去つたのです、然るに奥に開いた伊藤さんの怒聲が餘程強かつたものだから、臺處の女中やら男衆やらが、妾の來るのを見るなり、尊如何事ですと急劇しく問ひました、妾は此の次第を話したんです

▲事の次第を話しつ、背後を顧みれば、伊藤さんはおこりはしたものの、稍心配相に、密かに臺處に入り妾の背後に突立ち妾の話を立聞されて居られましたよ、而して妾が顔を背向ると同時に奥座敷に行れました、アア其よりは、機嫌の取柄が無い、妾の腕も鈍りましたよ

▲伊藤さんも妾の報知を全く嘘とは思つて居られないよふぞつたけれども、只つた今一方談判場で手と分つた、海軍に大事の起るべき筈もない、況して憲兵、巡査總出の妾にて警邏し、警視廳の警部巡査さへ少なからず出張してたんだからと、實に半信半疑で居らしたんです

▲妾の報知てより既に五分経つた、十分と過ぎた、けれどもお役人側からは未だ何等の報知も來ない、十五分、二十分と過ぎた、其れでも未だ何等の消息も無い、伊藤さんは服も脱す胡座かいたま、火鉢に倚掛つて眉を擡めて御座る、何時も賑かな梅之坊もヒソソとして喪中の様でしたよ

▲廿五分経ても未だ公報が來ない、二十七分、二十八分、三十分も過ぎてヤツト來た原知事も後藤三部長も殆んど死人の様な眞ッ青な顔附に息聲切つて輕音高く石階を飛んで梅之坊に來ました、而して何時もの如く案内も乞はずと直に伊藤さんのお座敷に駆入り、身を投げるよふに疊に跪き「何んども申譯が有りませぬ、李鴻章が撃れされた、李鴻章が」

▲怖い眼玉を光らして居らつた伊藤さんは、大喝一聲「馬鹿者がア、何んぞ心得る！馬鹿者がア」と、其れは、非常の憤り方、身を突立たせたま、疊を蹴つてのお叱知事も警部長も誠に恐縮して半句の申立が出来無かつたのです、己代さん殿島さん方も次でいらつしたけれども、皆な手持無沙汰でありましたよ

▲三十五分も過ぎて、梅之坊にいらつしたのが陸奥(宗光)さんなんです、陸奥さんは怒氣満面靴もソコソコに脱ぎ、足音荒らく伊藤さんのお座敷に走せ入り、アノ長

いお体をドツサリと尻餅搦くが如く胡座をかき聲も苦るしい様に「伊藤君、一体何んぞ謂ふ事か、今の日本に此なん狂人が二人（一は津田三藏を指す）も出来ては、万事實に休すだ、嗚呼、惨酷いことを遣つた、此方に六分の勝利があつたのに」

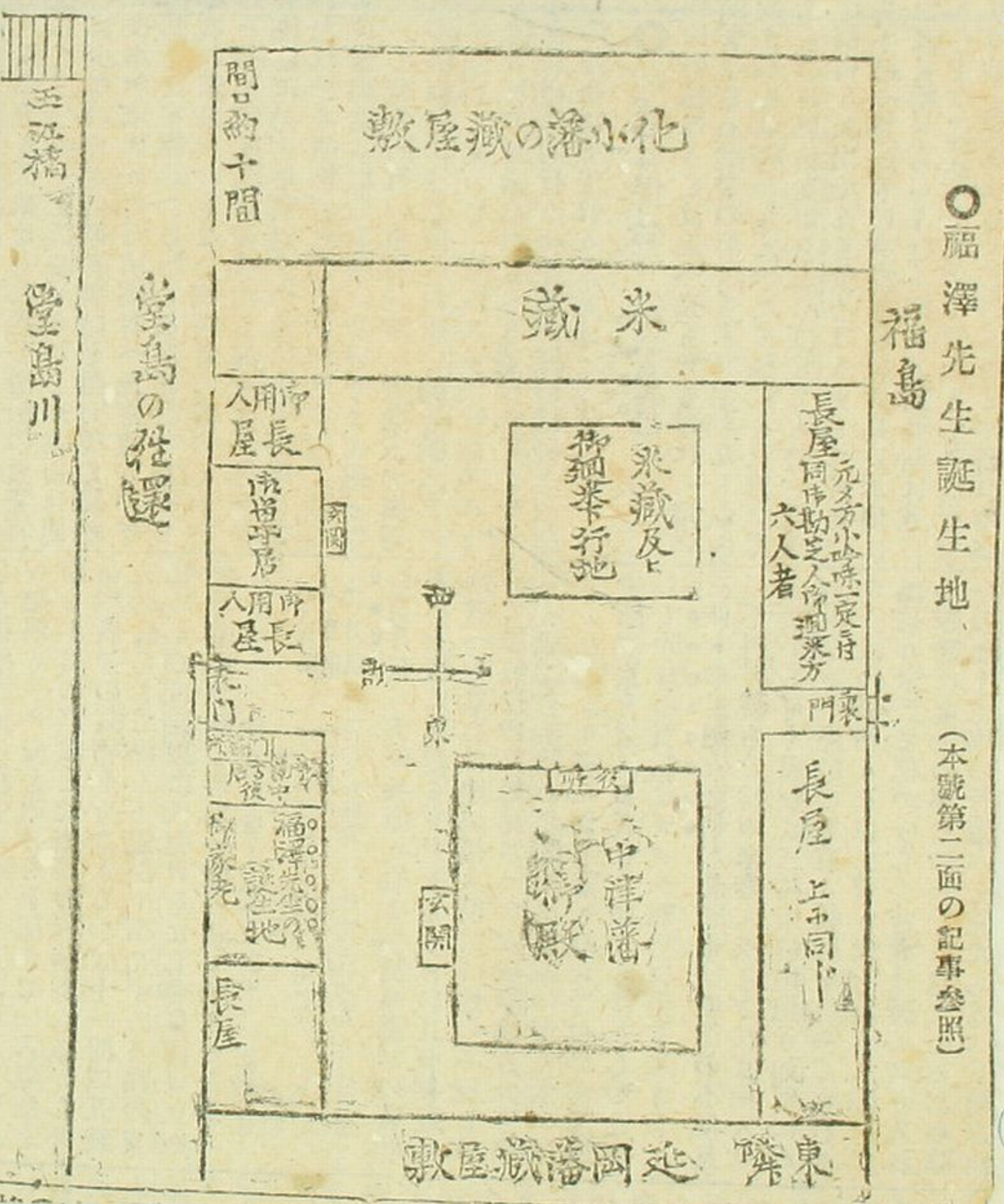
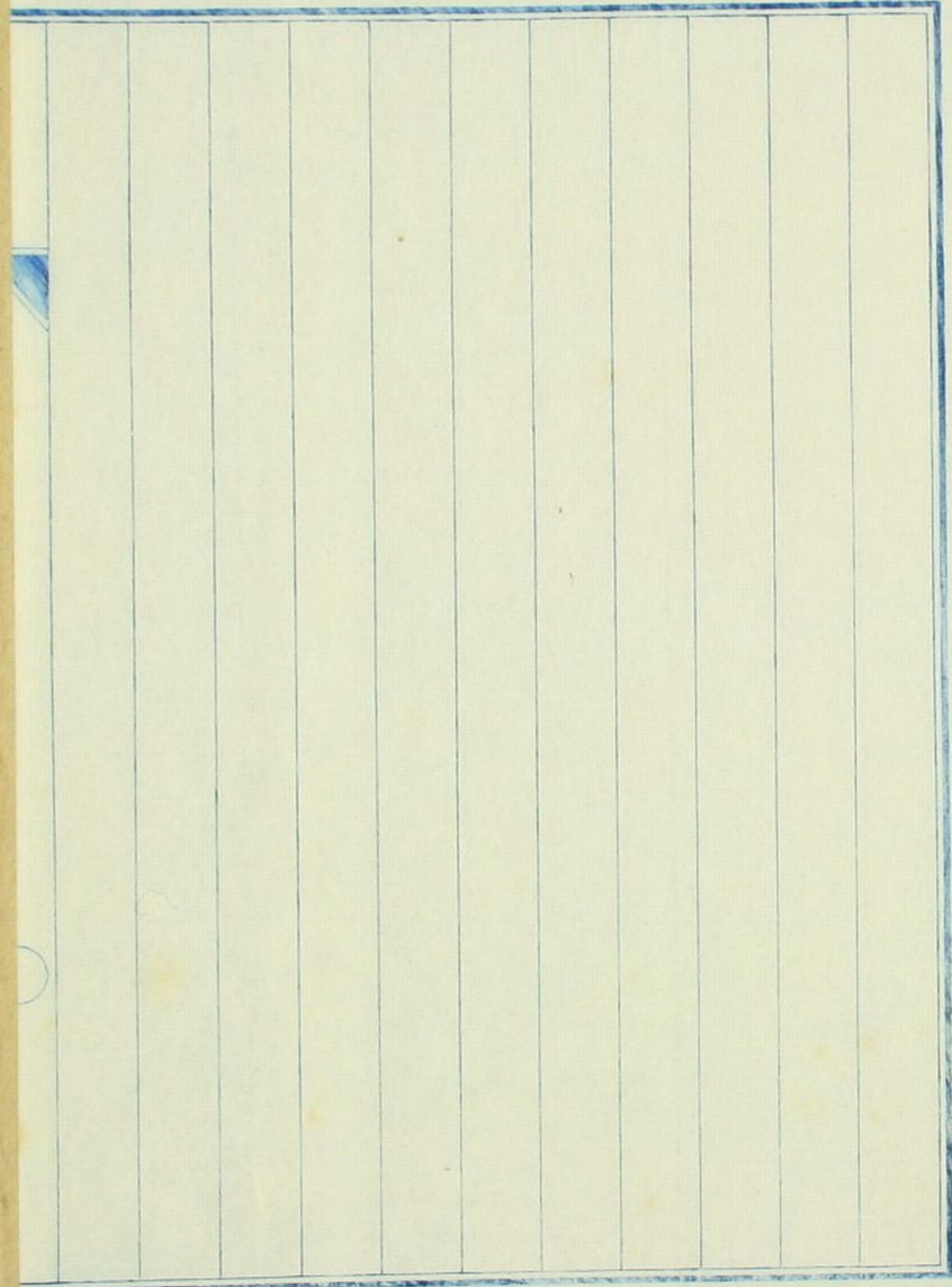
▲沈黙してをつた伊藤さんは、しつと考込んだまゝ、何等の御返答もなく、ア、と二度溜息をつかれた切りなんです、妾は今に信じてます、陸奥さんの生命を短かめたのは慥に之が原因であつたらうと、あなたも御承知でしょう、其れから一兩日すると陸奥さんは肺炎が亢じて、東京から看護婦までお召しで、大吉樓は俄に病院と變じたてはありせんか

▲一時間も過ると陸奥さん始め皆な歸へられました、而して李鴻章遭難の電報は内外とも發送せぬいよふに郵便電信局に嚴命せられ、梅之坊は誰か訪ねても入れるなど堅く門を鎖されました

▲夜は八時に爲つても九時に爲つても、伊

藤さんは決して服を解いてお寛ぎにならぬお食事は如何ですと伺つても頭を振つてばかり、お湯は如何ですと尋ねても五月蠅お顔色、何んでも善後策は陸奥さんと御評定あつたらしいが、尙は餘程の御心配と見受けましたよ

▲最早夜も十一時十二時と経、漸く機嫌を取直して、服を召換へ食事を認めになりましたのは二時頃なりました、此時妾は御酒でも進めたらと思つて、勉めてお招伴したんですが、一向お酔にならぬ、而して「お静、明朝は早々廣島だ」と仰やつてお寝みになりました、だが、安眠は六ヶ敷かつたであらう、妾は徹夜で御旅行の準備を整へたのです」



五五稿
 堂島川

堂島の往還

東洋原

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

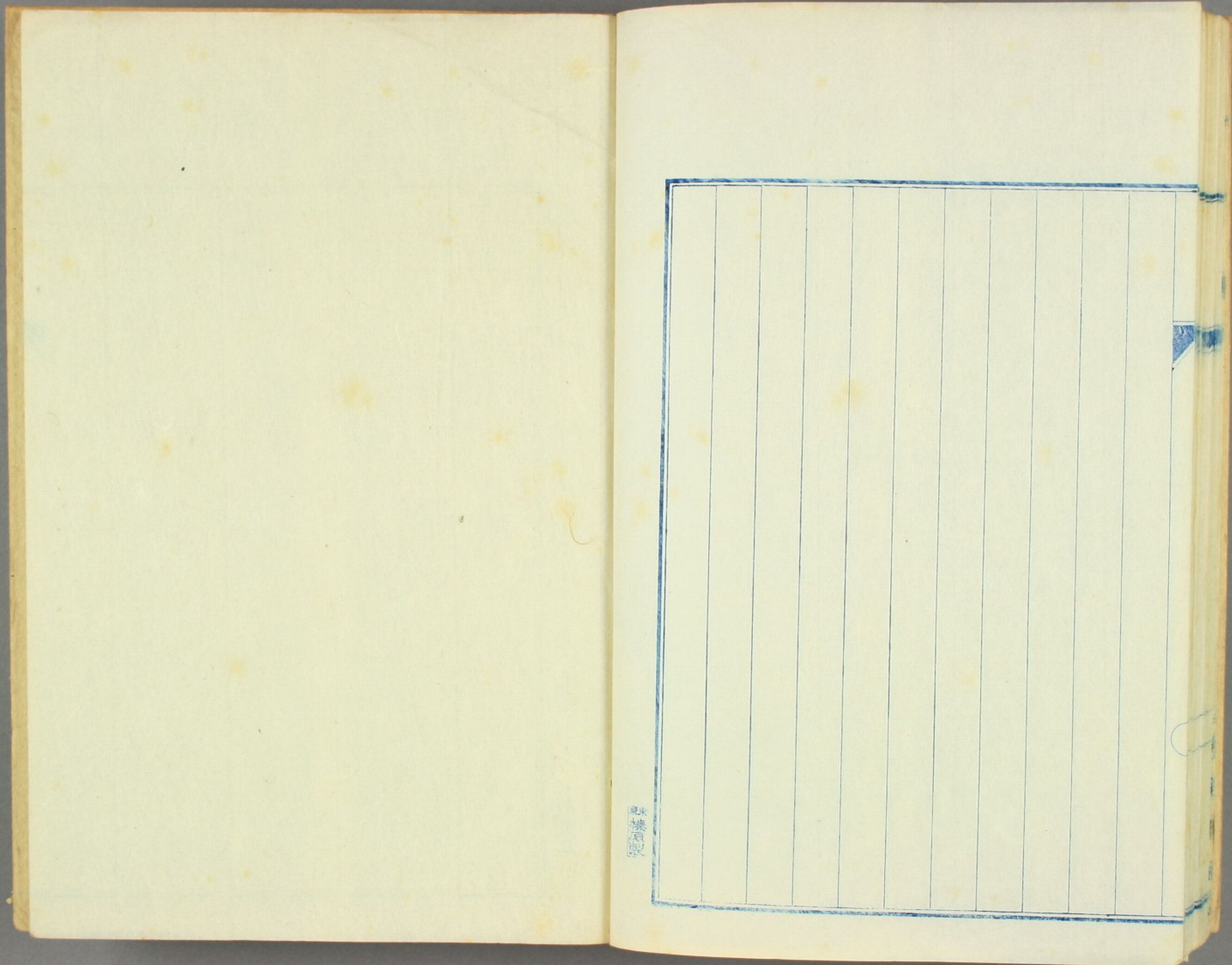
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

興
樣
原
製

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

泉
樣
原
表



雙劍錄

明
弘治
十五年
一月
十三
日起
等

考
城
閑
卷



